

世田谷区研修管理システム導入業務委託  
ヒアリング及びデモンストレーション実施要領

1 趣旨

世田谷区（以下「区」という。）において、研修管理システムをプロポーザル方式（公募型企画提案方式による随意契約）で調達するにあたり、適正な技術審査の実施に資することを目的として、プロポーザル参加者が技術提案書の内容に関するヒアリング及びデモンストレーションを実施する。本要領はそのヒアリング及びデモンストレーションに関して、入札参加者に説明するものである。

なお、事業者数が多い場合には、提案書等の提出書類の評価を踏まえ、事業者数を絞って実施する。

2 ヒアリング実施要領

（１）ヒアリング実施日

以下の日付のうち、いずれか１日について、令和８年９月１５日（火）までに通知する。

令和８年９月１８日(金)、２４日(木)

（２）会場の入退室時間

- ① 開始予定時刻の１５分前から入場可能とする。
- ② 開始時刻までに、機材の準備を含めて説明準備を終えること。
- ③ ヒアリング終了後、速やかにデモンストレーションの実施準備を始めること。

（３）会場に入場できるプロポーザル参加者の人数

３名まで

（４）区側の出席者（最大）

評価委員：３名

業務担当者：４名

（５）ヒアリング概要

- ① ヒアリングの冒頭に、提案概要についてプレゼンテーションを実施すること。
- ② ヒアリング事項に対して回答すること。なお、ヒアリング事項とは提案書を踏まえ予め区が作成した事項に加え、ヒアリングの場で新たに質問として出た事項を含む。
- ③ 提案書を踏まえ予め区が作成した事項については、ヒアリング実施日の前開庁日１５時までに送付する。
- ④ モニターもしくはプロジェクター（HDMI ケーブルで接続）の使用を認める。いずれも区側が用意したものを使用すること。なお、投影資料は提出済みの提案書一式とすること。

- ⑤ 回答は全て提案書評価の参考および契約時の交渉材料となるため留意すること。

(6) 実施時間

実施時間は以下のとおり。いずれも時間厳守とする。

- ① プレゼンテーション：20 分
- ② ヒアリング：20 分

(7) 議事録の提出

ヒアリング時の質疑応答について、議事録を記載のうえ提出すること。なお、事前のヒアリング事項以外の内容については、同様の形式で追記すること。

- ① 提出期限  
ヒアリング実施日の翌開庁日の 17 時まで
- ② 提出方法  
ヒアリング実施通知に記載の宛先にメールにて提出すること。また、後述のデモンストレーション議事録と合わせて提出すること。
- ③ 書式  
『04\_別紙 3\_ヒアリング事項』の該当欄
- ④ 提出形式  
Excel 形式、PDF 形式のいずれも提出すること。  
また、送付の際にはパスワード付 ZIP 圧縮を行うこと。
- ⑤ その他  
提出された議事録が、当区のヒアリング時の理解と異なる場合、修正や確認を求めることがある。

(8) 留意事項

- ① 会場への到着が遅れる場合は、事前に事務局に電話連絡すること。連絡なく予定開始時刻を迎えた場合は、本件の実施をキャンセルしたものとみなす。
- ② 連絡のうえで遅刻した場合でも、原則として予定終了時刻を変更しない。この場合の実施内容の時間配分は、区側の判断に従うものとする。
- ③ 天災地変その他やむを得ない事情による場合を除き、再度の日程調整は行わない。

3 デモンストレーション実施要領

- (1) 以下の日付のうち、いずれか 1 日について、令和 8 年 9 月 15 日（火）までに通知する。なお、ヒアリングと同日に実施する。

令和 8 年 9 月 18 日(金)、24 日(木)

(2) 会場の入退室時間

- ① ヒアリング終了後、速やかに準備を開始のうえ、開始時刻までに、機材の準備を含めて説明準備を終えること。
- ② デモンストレーション終了後 10 分以内に、機材の撤去を終えて会場から退出する

こと。

(3) 会場に入場できる入札参加者の人数

3名まで

(4) 区側の出席者（最大）

業務担当者：4名

(5) デモンストレーション概要

- ① 『04\_別紙2 デモンストレーション評価項目』に記載のデモンストレーションシナリオに基づいて実施すること。
- ② モニターもしくはプロジェクター（HDMI ケーブルで接続）の使用を認める。いずれも区側が用意したものを使用すること。
- ③ 回答は全て提案書評価の参考および契約時の交渉材料となるため留意すること。

(6) 実施時間

実施時間は90分間とする。時間厳守とする。

(7) 議事録の提出

デモンストレーション時の質疑応答内容について、議事録を記載のうえ提出すること。

① 提出期限

ヒアリング事項に同じ。

② 提出方法

ヒアリング事項に同じ。

③ 書式

『04\_別紙2 デモンストレーション評価項目』の該当欄

④ 提出形式

ヒアリング事項に同じ。

⑤ その他

ヒアリング事項に同じ。

(8) 留意事項

「2 ヒアリング実施要領（8）留意事項」に同じ。